

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年八月五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量（四級基準点測量））
- 二 測量の地域 奈良市中登美ヶ丘地区の一部
- 三 測量の期間 令和四年七月二十五日から令和五年二月十五日まで